

あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について

令和 8 年 4 月 20 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課

(趣旨)

電気事業法等に基づき、電力・ガス取引監視等委員会があらかじめ指定することとされているあっせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定する。

1. あっせん・仲裁の概要

電力・ガス取引監視等委員会では、電力・ガスの自由化による参入事業者の増加等に伴い、平成 27 年 9 月 1 日に電気、平成 28 年 9 月 1 日にガス・熱の取引に関する紛争を公正・中立な手続によって迅速に処理するため、あっせん・仲裁の制度を設けている。

2. あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定 (案)

電気事業法第 35 条第 3 項 (ガス事業法第 107 条第 2 項及び熱供給事業法第 19 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) 及び電気事業法第 36 条第 3 項 (ガス事業法第 107 条第 4 項及び熱供給事業法第 19 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員及びその他の職員のうち、今般、4 月末にその他の職員 (特別委員) としての任期が切れる丸山絵美子氏を再度指定する。

・あっせん委員及び仲裁委員の候補者

<委員>

岩船 由美子 東京大学 生産技術研究所 教授

武田 邦宣 大阪大学 理事・副学長

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー

<特別委員>

北本 佳永子 公認会計士

小林 由佳 有限責任あずさ監査法人 シニアマネジャー

林 泰弘 早稲田大学大学院理工学研究科 教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

丸山 絵美子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授【再任】

3. 仲裁委員の候補者の名簿 (案)

電気事業法施行令第 28 条 (ガス事業法施行令第 12 条及び熱供給事業法施行令第 5 条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、仲裁委員の候補者の名簿を資料 3-1 のとおり作成する。

42 **参考**

43

44 **1. 特別委員について**

45 (1) 電力・ガス取引監視等委員会令（関係条文）

46 第一条 電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん又
47 は仲裁に参加させるため、特別委員を置くことができる。

48 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

49 3 特別委員の任期は、二年とする。

50 4 特別委員は、再任されることができる。

51 5 特別委員は、非常勤とする。

52

53 **2. あつせんについて**

54 (1) 電気事業法（関係条文）

55 第三十五条

56 1・2 （略）

57 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ
58 指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに
59 指名するあつせん委員が行う。

60

61 (2) ガス事業法（関係条文）

62 第百七条

63 1 （略）

64 2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準
65 用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事
66 業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七条第四項において準用する次条第
67 三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場
68 合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「ガス事業法
69 第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第百七条第三項」と読み替える
70 ものとする。

71

72 (3) 熱供給事業法

73 第十九条の二

74 1 （略）

75 2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十五条第二項から第六項ま
76 での規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中
77 「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第
78 十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五
79 条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請
80 又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第三項」と読み替え
81 るものとする。

82

83

84

3. 仲裁について

85

(1) 電気事業法 (関係条文)

86

第三十六条

87

1・2 (略)

88

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

92

93

(2) ガス事業法

94

第一百七条

95

1-3 (略)

96

4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

98

99

(3) 熱供給事業法

100

第十九条の二

101

1-3 (略)

102

4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

104

105

4. 名簿の作成について

106

(1) 電気事業法施行令 (関係条文)

107

第二十八条 委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十六条第三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

109

110

(2) ガス事業法施行令 関係条文

111

第十二条 電気事業法施行令 (昭和四十年政令第二百六号) 第二十六条から第三十五条までの規定は、法第一百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

115

(一部略)

116

第二十 八条	法第三十六条第三 項	ガス事業法第一百七条第四項において準用する 法第三十六条第三項
-----------	---------------	------------------------------------

117

118 (3) 熱供給事業法施行令（関係条文）
 119 第五条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条から第十六条
 120 までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁につ
 121 いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表
 122 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの
 123 とする。
 124 （一部略）

第二十 八条	法第三十六条第三 項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準 用する法第三十六条第三項
-----------	---------------	--------------------------------------

125
 126 **5. 名簿の記載事項について**

127 (1) 電気事業法施行規則（関係条文）
 128 第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものと
 129 する。
 130 一 氏名及び職業
 131 二 経歴
 132 三 任命及び任期満了の年月日
 133

134 (2) ガス事業法施行規則（関係条文）
 135 第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十
 136 七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第一百七十条第一項のあつせん及
 137 び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に
 138 掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 139 る字句に読み替えるものとする。
 140 （一部略）

第四十七条の九 第一項	法第三十六条第一項	ガス事業法第一百七十条第三項
	様式第四十の二	様式第八十一
第四十七条の九 第三項	法	ガス事業法

141
 142 (3) 熱供給事業法施行規則（関係条文）
 143 第十七条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七
 144 条の五から第四十七条の十までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん
 145 及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄
 146 に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
 147 掲げる字句に読み替えるものとする。
 148 （一部略）

第四十七条の九 第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十九条の二第三項
	様式第四十の二	様式第十三
第四十七条の九 第三項	法	熱供給事業法